

# 清瀬市いじめ防止基本方針

平成26年8月

清瀬市

## はじめに

一人一人の子供が健やかに成長することは、全ての人々の願いです。次代を担う、無二の宝である子供たちが、夢と希望を抱き、生き活きと成長していくことができる社会を、我々大人は実現しなければなりません。

いじめは、人間としての尊厳を否定する行為であり、決して許されるものではありません。いじめを防止するのみならず、支え合う社会を創るために、市民全てが、いじめを含む人権に関する課題意識を共有するとともに、自己の役割と、各市民が安心して過ごせるような豊かな社会や集団をつくる推進者であることを自覚し、いじめを許さない風土づくりを進めていかなければなりません。

そこで、清瀬市では、「いじめ防止対策推進法」（平成25年法律第71号）や「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成25年10月11日文部科学大臣決定）、「東京都いじめ防止条例」、「東京都いじめ防止基本方針」等に基づき、いじめ防止等（いじめの未然防止、早期発見、早期対応、重大事態への対処を言う。）のための対策を総合的かつ効果的に推進するために「清瀬市いじめ防止基本方針」を策定します。

また、清瀬市、学校、保護者、地域がそれぞれの役割を果たし、いじめ防止等の取組を市全体で具体的に進めていくことを目指し、「清瀬市いじめ防止のための行動計画」を作成します。この計画を基に、全ての大人たちが子供の健全育成及びいじめのない社会の実現を目指して協働していくことを期待します。

## 目次

はじめに

1	基本方針策定の意義	1
2	いじめの定義	
3	いじめの禁止	2
4	いじめ問題への取組の基本的な考え方	3
	(1) 自他の生命や人権を尊重し、規範意識と思いやりがあふれる地域社会を創ります	
	(2) 体験的な活動を核として子供たちの豊かな心を育みます	
	(3) 教職員の力量と子供の自浄力の向上を図ります	
	(4) 全ての人々が子供たちをいじめから守り、共に解決のための取組を進めます	
5	清瀬市における取組	6
	(1) 清瀬市いじめ問題対策連絡協議会の設置	
	(2) 清瀬市教育委員会の附属機関（総合相談支援センター）の設置	
	(3) 市長の附属機関の設置	
	(4) いじめ防止等に関する具体的な取組	
	(5) 重大事態への対処	
	(6) その他	
6	学校における取組	10
	(1) 学校いじめ防止基本方針の策定	
	(2) 組織等の設置	
	(3) 学校におけるいじめ防止等に関する具体的な取組	
	(4) 重大事態への対処	
7	保護者や地域の方々へ	13

## **1 基本方針策定の意義**

私たち清瀬市民は、「手をつなぎ 心をつむぐ みどりの清瀬」のスローガンのもと、社会を構成する全ての人々が自他の生命や人権を尊重し、思いやりの心を育むまちづくりを目指しています。このような社会の中でこそ子供たち一人一人の人間としての尊厳が守られ、ひいては国民的課題であるいじめを根絶することになります。

清瀬市いじめ防止基本方針（以下「基本方針」と言う。）は、このような社会を実現し、いじめを根絶するために策定するものです。なお、この基本方針は、「いじめ防止対策推進法」（平成25年法律第71号。以下「法」と言う。）や「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成25年10月11日文部科学大臣決定。以下「国の基本方針」と言う。）、「東京都いじめ防止条例」、「東京都いじめ防止基本方針」等に基づき、いじめ防止等（いじめの未然防止、早期発見、早期対応、重大事態への対処を言う。以下、同じ。）のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を定めるものです。

## **2 いじめの定義**

いじめとは、法第二条の規定に習い、児童・生徒に対して、当該児童・生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童・生徒と一定の人間関係にある他の児童・生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含まず。）であって、当該行為の対象となった児童・生徒が心身の苦痛を感じているものとして定義します。

## 参考 【留意事項】(国の基本方針第1の5による規定)

- (1) 個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童・生徒の立場に立つことが必要である。その際、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努める。例えばいじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童・生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。ただし、このことは、いじめられた児童・生徒の主観を確認する際に、行為の起こったときのいじめられた児童・生徒本人や周囲の状況等を客観的に確認することを排除するものではない。なお、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、校内組織や教育委員会の付属機関を活用して行う。
- (2) 「一定の人間関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童・生徒、塾やスポーツクラブ等当該児童・生徒が関わっている仲間や集団(グループ)等、当該児童・生徒との何らかの人的関係を指す。
- (3) 「心理的な影響」とは、仲間はずれや集団による無視等の直接的に関わるものだけではなく、心理的な圧迫等で相手に苦痛を与えることを意味する。また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすること等を意味する。けんかは除くが、外見的にはけんかのように見えることでも、いじめられた児童・生徒の感じる被害性に着目した見極めが必要である。
- (4) インターネット上で悪口を書かれた児童・生徒が、そのことを知らずにいるような場合等、行為の対象となる児童・生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った児童・生徒に対する指導等については適切な対応が必要である。
- (5) いじめられた児童・生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合に、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。具体的には、好意から行った行為が意図せずに相手側の児童・生徒に心身の苦痛を感じさせてしまった場合については、学校は、行為を行った児童・生徒に悪意はなかったことを十分加味した上で対応する必要がある。
- (6) いじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが必要なものや、児童・生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的配慮や被害者の意向への配慮の上で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応をとることが必要である。

### 3 いじめの禁止

いじめは、いじめを受けた児童・生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼし、いじめを受けた児童・生徒の心に長く深い傷を残すものです。いじめは絶対に許されない行為であり、全ての児童・生徒は、いじめを行ってはなりません。

(本項の表記は法や国の基本方針に規示されている規定の文末を修正したものであり、清瀬市も同様とします)

## 4 いじめ問題への取組の基本的な考え方

いじめ問題が多様化、複雑化、深刻化し、子供の尊い命が失われる不幸な出来事が後を絶ちません。いじめの多くは人が人として生きるために不可欠となる生命や人権を尊重する意識が十分に育まれていないことから引き起こされます。そして、未然防止の手だてやその後の対応が不適切であれば、より深刻な事態へと発展してしまいます。不幸な出来事を二度と繰り返さないためには、学校だけでなく、家庭・地域が総がかりで子供を見守り、指導・支援していく必要があります。

清瀬市では、地域社会で生きる全ての人々がそれぞれの役割と責任を自覚し、自他の生命や人権を尊重し、思いやりの心を育む取組を進めるとともに、子供たちを適切に指導し、見守り、いじめを発見した際には解決に向けた迅速な対応を行うことでいじめの根絶に努めます。

### (1) 自他の生命や人権を尊重し、規範意識と思いやりがあふれる地域社会を創ります

いじめ根絶のためには、子供たちのみならず全ての人々が、いじめは人としての尊厳を踏みにじる卑劣な行為であり絶対に許すことができないことを強く認識する必要があります。その上で、自他の生命や人権を尊重し、規範意識を高め、互いに信頼し、思いやりのある社会を創ることが求められます。

清瀬市では、学校教育はもとより、人格形成の基礎となる家庭や、社会性を育む地域が自らの役割を確実に果たすことができるよう、啓発活動を一層充実します。そして、円卓会議や学校運営連絡協議会等、学校と市民が一体となって地域コミュニティを創り上げる活動を充実することで、相互に認め合い、かかわり合い、支え合う地域社会を実現します。

### (2) 体験的な活動を核として子供たちの豊かな心を育みます

いじめが許されない行為であることは子供たちの誰もが理解しています。しかし、学校は成長途中の子供たちが最も長い時間を過ごす場であり、心ない行動や興味本位の一言が引き金となって、集団によるいじめにエスカレートしていくケースが少なくありません。また、学級内

の人間関係から、周囲の子供たちもいじめに気付いてもやめさせたり、注意したりすることに躊躇してしまうこともあります。いじめ根絶のためには、子供たちが「いじめはよくないことだ」と理解するだけでなく、命の大切さや思いやりの心の尊さを実感する必要があります。

清瀬市の学校では、日常の授業や生活指導を通していじめは決して許されないことを確実に指導するとともに、道徳授業の充実や、赤ちゃんのチカラプロジェクト、認知症サポーター養成講座等の体験活動を家庭・地域と協働して拡充し、子供たちの豊かな心を育みます。

### (3) 教職員の力量と子供の自浄力の向上を図ります

いじめはどの学校にも、どの学級にも、そしてどの子供にも起こり得る問題です。近年、インターネット等によるいじめや、大人が把握しにくい場所や時間、認識しにくい遊びやふざけ合いを装って行われるいじめが増加傾向にあります。特に「いじめる者」がいじめていることを認識しないで行われるいじめや、「いじめる者」「いじめられる者」「傍観する者」の立場が入れ替わる等の「流動性」があることが小中学校期の特徴であり、大人が把握しにくく、認識しにくいいじめが増えています。このことから、実態を把握したり個々の子供の内面を捉えたりする教職員の力量形成とともに、子供たちの集団としての自浄力の育成が不可欠になります。

清瀬市では、いじめにかかわる研修はもとより、児童・生徒理解やカウンセリング技法の向上を図る研修を一層充実することで、全ての教職員の対応力の向上と力量形成を図ります。また、学校のみならず、家庭・地域のすべての大人が、いじめを生まないための子供たち自身の主体的な取り組みを支援し、その根絶を目指します。

### (4) 全ての人々が子供たちをいじめから守り、共に解決のための取組を進めます

いじめは「いじめられる者」のみならず、「いじめる者」「傍観する者」等、全ての子供たちの心身に深い傷を残し、生涯にわたって心理的な影響を及ぼします。いじめ根絶のためには、「いじめられた者」の生命と安全を確実に守ることに加え、「いじめる者」「傍観する者」の内面に迫る指導を継続的に行う必要があります。

清瀬市では、家庭・学校・地域社会が自らの役割と責任を確実に果たすことで、大人から見

えにくいいじめで苦しむ子供の小さな兆候やサインを見逃すことなく確実に受け止め、いじめられた子供を社会総がかりで守ります。一方で、いじめた子供や傍観していた子供に対しては、それらの行為を厳しく指導するとともに、その背景や心理状況を確実に把握することで、心の成長と支援に努めます。



## 5 清瀬市における取組

いじめ根絶のためには、

- ・社会総がかりで子供たちの豊かな心を育むための取組（開発的アプローチ）を通していじめを許さない、いじめを生まない風土づくりに努めること
- ・いじめを発生させないための取組（予防的アプローチ）を通して日頃から丁寧に子供の様子を見守ること
- ・いじめ問題に適切に対応する取組（問題解決的アプローチ）を通して問題解決に当たることが不可欠です。

清瀬市では、特に、開発的アプローチを重視した施策を中核に置きつつ、いじめ防止の取組を総合的に推進します。また、以下に示す会議体や機関を設置するとともに、必要な財政上の措置その他必要な措置を講じます。

### (1) 清瀬市いじめ問題対策連絡協議会の設置（法第14条による）

市は、いじめ防止等に関する機関及び団体、青少年の健全育成に関する機関及び団体との連携を図るとともに、市又は学校におけるいじめ防止等のための対策に関する対応・評価等を進めるために、「清瀬市いじめ問題対策連絡協議会」を設置します。平時には年間2回程度の会議を開催することとし、主な所掌事項は以下のとおりとします。

- ・市又は学校におけるいじめ防止等のための対策に関する事項
- ・いじめ防止等に関する機関及び団体の連携に関する事項
- ・清瀬市いじめ防止基本方針の評価・検証、市民への広報活動に関する事項
- ・その他、いじめ防止等のための対策に関する事項

### (2) 清瀬市教育委員会の附属機関（総合相談支援センター）の設置（法第14条、第28条による）

教育委員会は、清瀬市いじめ問題対策連絡協議会と連携し、いじめ防止対策を実効的に行

うために、心理、福祉等の専門家や関係者等で構成される付属機関を設置します。本付属機関は、平成29年度末まで教育相談センターが役割を果たし、平成30年度からは総合相談支援センターが本付属機関となります。総合相談支援センターは、市民の相談窓口の一元化を実現し、関係市長部局と教育委員会、医療機関・児童館や学童クラブをはじめとした福祉・教育・心理専門機関が連携・協働して市の子育て、生き方、教育にかかわる相談等に関する支援を一貫して行う機関であり、いじめ問題への取組も担当します。主な所掌事項は以下のとおりです。

- ・基本方針の評価・検証、連携強化策やいじめ実態調査の評価・検証等、いじめ防止等のための調査研究等、専門的見地からの審議に関する事項
- ・市内小・中学校からのいじめの通報相談に対する、第三者機関としての当事者間の関係の調整、解決に関する事項
- ・市が行ういじめ防止等のための対策への支援に関する事項
- ・市が設置する学校において重大事態が発生した場合における、事実関係を明確にするための調査に関する事項

### (3) 市長の付属機関の設置（法第30条、第31条による）

重大事態に際して、教育委員会から報告を受けた場合、市長は、必要があると認められるときは、公平、公正を期するための再調査を実施するとともに議会に報告します。本再調査を実施する主体が本付属機関であり、心理、福祉等に関する専門家や弁護士、有識者等で構成されます。

### (4) いじめ防止等に関する具体的な取組

#### **開発的アプローチ（未然防止）**

人は生命の尊さに触れたとき、自らの思いやりや慈しみの心を再確認します。逆境にも負けず力いっぱい生きる人々と出会ったとき、人権意識や相互に助け合う気持ちを高めます。

清瀬市では、教育委員会の重要施策である「命の教育」や「特別支援教育」を核に、赤ちゃ

んとの触れ合いや障害のある方との出会い等、家庭や地域、関係機関と協力して取り組む体験的な学習を通して子供たちの豊かな心を育みます。

#### **予防的アプローチ（早期発見）**

いじめられた子供や保護者等は、大きな苦しみと不安を感じます。学校での取組はもちろんのこと、家庭・地域を含む全ての人々が気持ちを確実に受け止め、いじめられた子供を社会総がかりで守らなければなりません。

清瀬市では、全ての教職員がいじめを起こさない、見逃さないように指導力の向上を図るとともに学級経営診断や市独自いじめ調査等を実施し、また、総合相談支援センターを中心とした相談体制の整備を進めることを通して市民窓口としての機能の強化を図ります。

#### **問題解決的アプローチ（早期対応）**

いじめは、保護者・学校・地域・関係機関の連携により、社会総がかりで取り組むことが必須です。

清瀬市では、いじめ発生に際して解決への取組をより実効性のあるものとするために、総合相談支援センター（平成29年度までは教育相談センター）による問題解決への支援はもとより、校内組織を中心とした学校、関係機関、保護者、地域と密に連携し、適切な取組を進めます。

#### **(5) 重大事態への対処**

重大事態では、専門家や関係者を含めた組織的対応が必須です。重大事態となった場合は、清瀬市では、校内組織と総合相談支援センター（平成29年度までは教育相談センター）を中心として組織的に対応するとともに、いじめられた子供を守ることを基本として、地域社会とも連携した社会総がかりの取組を進めるとともに市長の付属機関に報告します。

参考 【重大事態の意味】（国の基本方針等を参考として清瀬市として規定）

- いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき
- いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき

重大事態かどうかの判断は、当該児童・生徒に対するいじめにより、例えば「児童・生徒が自殺を企図した場合」「身体に重大な障害を負った場合」「金品等に重大な被害を被った場合」等が例として考えられる。ただし、その判断は特定の教職員のみによることなく、校内組織や教育委員会の付属機関を活用して行うものとし、いじめられた児童・生徒の主観の確認とともに、行為の起こったときのいじめられた児童生徒本人や周囲の状況等を客観的に確認することを排除するものではない。

(6) その他

市は、基本方針に基づく取組状況を清瀬市いじめ問題対策連絡協議会が調査等により確認し、適切に評価・改善します。

## 6 学校における取組

いじめを発生させないためには、子供たちが周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安全・安心な学校生活を送ることが大切です。そして、全教職員が規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加し、活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを行っていくことや、日常的に子供たちの様子を把握し適切な対応が進められるようにすることが不可欠です。

学校では、以下に示す方針を策定し組織を設置するとともに、いじめに対する教職員の危機管理意識を高め、適切な指導を行うことで、いじめ防止を総合的に推進します。

### (1) 学校いじめ防止基本方針の策定（法第13条による）

各学校は、いじめ防止等にかかわる基本的な方向や取組の内容等を「学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」という。）として定め、組織的対応を徹底します。

学校基本方針は、いじめの未然防止、早期発見、早期対応、重大事態への対処等、いじめ防止等全体に係る内容とするとともに、その内容を定期的に検証・評価・改善することが示されます。

### (2) 組織等の設置（法第22条による）

学校は、いじめ防止等のため、学校基本方針に基づき、学校の実情に応じた対策を実効的に推進するための組織を置き、校長のリーダーシップの下、協力体制を確立します。また、教育委員会や関係機関と適切に連携し、組織的にいじめの問題に取り組むための中核となる役割を担います。組織の主な所掌事項は以下のとおりです。

- ・学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正に関する事項
- ・いじめの相談・通報に関する事項
- ・いじめの疑いに係る情報や児童・生徒の問題行動などに係る情報の収集・記録・共有に関する事項

- ・いじめ発生後の組織的な対応に関する事項
- ・学校の取組の広報活動に関する事項

### (3) 学校におけるいじめ防止等に関する基本的な取組

#### **開発的アプローチ（未然防止）**

いじめはどの子供も被害者にも加害者にもなり得ることを踏まえ、子供をいじめに向かわせないための取組を全教職員で進めることが大切です。

学校では、授業や学級活動等、様々な活動を通してコミュニケーション能力を育成するとともに、自他のよさや違いの認め合い、役割と責任の自覚等を経験させることで子供たちの自主的な活動を積極的に推進します。さらに、赤ちゃんや障害のある方と触れ合う活動等を通じた命と人権教育を教育活動全体で推進する中で、生命の尊さを体験的に学ぶとともに、「あいさつプラス一言運動」等の取組を通して子供の自尊感情や自己肯定感を育みます。これらの活動を基盤として、いじめ問題の本質や問題の大きさ・深刻さを深く考えさせ、いじめをしない、見逃さない、許さない人間関係づくり、集団づくりを進めるとともに、教育活動への保護者・地域の参画を積極的に求め、協働を進めます。

#### **予防的アプローチ（早期発見）**

いじめは、ときに遊びやふざけ合いを装って行われる等、大人が気付きにくく判断しにくい場合があることを認識する必要があります。

学校では、日頃から子供の見守りや教職員との信頼関係の構築等を図り、子供が示す小さな変化やサインを見逃さないように努めます。また、定期的なアンケート調査や教育相談により実態を把握するとともに、教職員相互の積極的な情報交換や「だれでも相談活動」等の具体的な取組を進めることで、子供が相談しやすい環境をつくります。加えて、学校から保護者・地域に対して積極的に情報を発信し、地域ぐるみでいじめの早期発見に努めます。

#### **問題解決的アプローチ（早期対応）**

いじめの発生に際しては、速やかに組織的な対応を行うことが大切です。

学校では、何よりもまず、いじめられている子供を守ることに全ての力を注ぎます。また、

いじめた子供に対していじめは決して許されないことを確実に指導し、自らの行為の責任を自覚させる等、教育的配慮の下、毅然とした対応を組織的に進めます。いじめの再発を防ぐために教育委員会や関係機関と連携し、いじめを行った背景を十分に把握し、自らの内面を振り返り、同じ過ちを繰り返さない指導を継続します。

#### (4) 重大事態への対処

万が一、先に示したような重大事態に至った場合は、学校では、直ちに教育委員会へ報告するとともに積極的な支援を受け、その解決へ向けた取組を進めます。さらに、関係機関と連携のうえ、子供や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めます。

## 7 保護者や地域の方々へ

清瀬市は、「手をつなぎ 心をつむぐ みどりの清瀬」をまちづくりの理念として掲げ、全ての市民が協力してものごとに取り組み、自分や自分以外の人の生命や人権を尊重し、思いやりの心を育むとともに、一人一人が「人間」としての尊さが守られる社会を目指しています。一方、社会の変化に伴い、いじめ問題は多様化・複雑化・深刻化しており、学校だけでは解決が難しくなっています。

学校は、子供たち一人一人が生涯に渡って心豊かに、自分の意思や判断で行動し、ものごとを創り出していく力を育て、社会を構成する一員として必要な能力や態度を養う場です。今、その学校においていじめによる被害に苦しむ子供がいることを、我々大人は重く受け止めなければなりません。

家庭は、子供に対するたくさんの愛情をもとにして、生命を大切に作る心や思いやりの心等を育む責任があります。いじめ問題については、家庭で十分な話し合いをもつとともに、保護者が強い意志をもって、いじめは絶対に許されない行為であることを示す必要があります。これら、各家庭における責任を社会全体で共有していくためには、学校における命の教育や道徳授業地区公開講座等に積極的に参加したり、円卓会議や学校運営連絡協議会等、地域におけるいじめ問題解決のための取組にできる限り参加したりすることが求められます。ぜひ各家庭が自らの責任を確実に果たすと共に、学校・地域が力を合わせ、いじめのない社会を創るために共に行動してほしいと願います。

地域は、子供の社会生活を送るための能力を飛躍的に広げます。子供たちが自らを成長させる様々な活動をすることができる居場所であり、当たり前な行動や善い行いを認め、褒める存在であってほしいと思います。反対にいじめだけでなく、ルールを破ったり周りの人々に迷惑をかけたたりする子供たちの行為を目にした時は、厳しく注意を与えたり、子供の反省を促すように話し、聞かせたりする役割を果たしていただきたいと願います。

いじめ問題の未然防止、早期発見、早期対応のための学校の取組は教職員自らの専門性を発揮しながら進められることが基本となりますが、家庭・地域との連携によって、より効果的な取組



となります。日頃から学校を訪問し授業等を参観することで教育活動への理解を深め、不安なことがあれば直ぐに学校へ相談するという、学校・家庭・地域が協力して社会総がかりの取組を進めていただけることを期待します。